

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省年金局事業管理課

1. 改正の趣旨

- 厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 15 条の規定に基づき、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届により、被保険者の資格の取得に関する事項を日本年金機構に届け出ることとされている。この場合において、日本国籍を有しない者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した際は、ローマ字氏名届（様式第 7 号の 3）の添付を求めている。
- 今般、当該届について効率的なシステム処理を行うため、当該様式を改正する。

2. 改正の概要

- 厚生年金保険法に基づく手続きにおいては、順次、様式を統一することによりシステム処理の効率化を図っており、ローマ字氏名届（様式第 7 号の 3）についても、同様に様式を改める。また、これまで、日本国籍を有しない船員被保険者に係るローマ字氏名の届出についても同様式を使用していたが、同じくシステム処理の効率化のため、船員被保険者に係る厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届についても別途様式を定める。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 5 年 12 月上旬（予定）
- 施行期日：令和 6 年 1 月 1 日